

千葉県公告第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により下記のとおり監督処分を命じたので、同法同条第3項の規定により公告します。

令和5年2月28日

千葉市長 神谷 俊一

1 命令を受けた者

千葉県四街道市鹿放ヶ丘397番3

中和貿易株式会社 代表取締役 林 衛立

2 命令の対象となった土地及び建築物

(1) 土地

千葉市若葉区多部田町464番1外12筆

(2) 建築物

ア	鉄骨造平屋の作業場	4棟
イ	鉄骨造平屋の台貫小屋	1棟
ウ	鉄骨造平屋の倉庫	7棟
エ	鉄骨造平屋の休憩所	13棟
オ	鉄骨造2階建ての食堂・休憩所	5棟
カ	鉄骨造平屋のトイレ	1棟
キ	木造2階建ての寄宿舍・事務所	1棟

3 命令の内容

(1) 違反建築物の除却

(2) 都市計画法第29条第1項第2号若しくは第3号に該当する用途への変更

(3) 都市計画法第43条第1項に基づく許可時の用途、規模及び構造への変更（建築物キのみ）

4 命令した理由

都市計画法第43条第1項に違反する建築行為